

## 協 定 項 目 検 証 結 果 表

### 修正提案

協議第 2 号の 2	合併の期日（協定項目 2）の修正について・・・P 1
協議第 6 号の 2	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目 8）の修正について・・・P 2
協議第19号の 2	行政区の取扱い（協定項目 2 3）の修正について・・・P 4
協議第22号の 2	消防防災関係事業の取扱い（協定項目25-6）の修正について・・・P 5
協議第35号の 2	町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目 1 8）の修正について・・・P 8
協議第36号の 2	保健事業の取扱い（協定項目25-9）の修正について・・・P 11
協議第37号の 2	環境・衛生関係事業の取扱い（協定項目25-18）の修正について・・・P 21
協議第38号の 2	水産関係事業の取扱い（協定項目25-20）の修正について・・・P 25
協議第41号の 2	事務組織及び機構の取扱い（協定項目 1 3）の修正について・・・P 28
協議第45号の 2	農林関係事業の取扱い（協定項目25-19）の修正について・・・P 31

### 新規提案

協議第14号の 2	地方税の取扱い（協定項目 9）について・・・P 36
協議第57号	一部事務組合等の取扱い（協定項目 1 4）について・・・P 40
協議第58号	使用料・手数料の取扱い（協定項目 1 5）について・・・P 44
協議第59号	補助金・交付金等の取扱い（協定項目 1 7）について・・・P 45
協議第60号	国民健康保険事業の取扱い（協定項目 2 0）について・・・P 48
協議第61号	病院・診療所の取扱い（協定項目25-10）について・・・P 50
協議第63号	その他の福祉事業の取扱い（協定項目25-16）について・・・P 57
協議第65号	防犯関係事業の取扱い（協定項目25-34）について・・・P 59

## 合併の期日 (協定項目 2)

石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
<p>市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)における財政支援措置等の適用期限内に合併するものとする。</p> <p>なお、現行法の適用期限は、平成17年3月31日までであるが、同法改正に関する国の動向を見定めた上で、その期日を決定することとする。</p>	合併の期日は、平成17年4月1日とする。	同左	法改正による

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目 8）

確認済協定項目

石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
<p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする</p> <p>1 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>2 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の際に1市<u>6町</u>の選挙による委員であった者は、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。<u>この場合、委員の定数が80人以下となるよう、1市6町の農業委員会委員の互選により、新市の選挙による委員として在任する者を定める。</u></p> <p>3 合併後最初に行われる選挙による委員の定数は、<u>40人</u>とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。 選挙区の数は4とし、<u>第1選挙区は現在の石巻市及び牡鹿町の区域、第2選挙区は現在の河北町、北上町及び雄勝町の区域、第3選挙区は現在の河南町の区域、第4選挙区は現在の桃生町の区域とする。</u></p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>2 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の際に1市<u>5町</u>の選挙による委員であった者は、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>3 合併後最初に行われる選挙による委員の定数は、<u>30人</u>とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。 選挙区の数は4とし、<u>第1選挙区は石巻市及び牡鹿町の区域とし定数は8人、第2選挙区は雄勝町及び北上町の区域とし定数は5人、第3選挙区は河南町の区域とし定数は10人、第4選挙区は桃生町の区域とし定数は7人とする。</u></p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>休止前と同じ</p> <p>3 前段は休止前と同じ</p> <p>選挙区の数は4とし、<u>第1選挙区は石巻市及び牡鹿町の区域とし定数は9人、第2選挙区は河北町、雄勝町及び北上町の区域とし定数は12人、第3選挙区は河南町の区域とし定数は11人、第4選挙区は桃生町の区域とし定数は8人とする。</u></p>	<p>河北町復帰による</p> <p>河北町復帰による。</p> <p>選挙区及び定数の明文化</p>

<p>4 <u>新市の農業委員会の選任による委員の数は、法令の定めるところにより、農業協同組合が推薦した理事 1人、農業共済組合が推薦した理事 1人、議会が推薦した学識経験者 5人以内とする。</u></p>	<p>(項目削除)</p>	<p>同左</p>	<p>法令事項のため削除。</p>
<p>5 <u>新市の農業委員会に農地部会及び農政部会を置く。</u>  <u>その構成として、農地部会は、選挙による委員が互選した委員 15人、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した委員 1人、議会が推薦した選任委員が互選した学識経験者 3人とする。</u>  <u>農政部会は、選挙による委員が互選した委員 25人、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した委員 1人、議会が推薦した選任委員が互選した学識経験者 2人とする。</u></p>	<p>(項目削除)</p>	<p>同左</p>	<p>農業委員会等に関する法律の改正により農地部会が任意設置となり、部会設置に関しては、新市の農業委員会で決定することとしたため。</p>

行政区の取扱い(協定項目 23)

石巻地域合併協議会(休止前)	石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会(修正後)	変更理由
<p>行政区の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 行政区の区域については、現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>2 行政区名については、現行のとおりとする。ただし、同一の名称を有する行政区については当該名称の前に旧町名等を付して区分し、また、数字で冠記している行政区名については合併時までに調整する。</p> <p>3 行政区長・行政連絡区長・行政委員の取扱いについては、その職務内容等に相違があることから、当面現行のままとし、平成 19 年度から制度を統一する。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>1 行政区の区域については、現行のまま新市に引継ぐ。 <u>ただし、桃生町神取下行政区のうち「西八反崎地区」は、河南町「和湊町上行政区」に編入する。</u></p> <p>2 行政区名については、現行のとおりとする。ただし、同一の名称を有する行政区及び数字で冠記している行政区名等については、旧町名を付すなど、新市において混乱が生じないように、合併時までに調整する。</p> <p>同左</p>	<p>桃生町と河南町の協議による申し入れ</p> <p>河北町の復帰により、重複している行政区名が発生したため</p>

消防防災関係事業の取扱い (協定項目 25-6)

確認済協定項目

石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
消防防災関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。	同左	同左	組織機構が確定したため
1 新市において防災会議を設置するとともに、速やかに地域防災計画を策定する。なお、計画が策定されるまでの間は、合併するそれぞれの市町の現行防災計画を準用する。	同左	同左	
2 災害発生時においては、本庁に災害対策本部を設置し、 <u>現地</u> に現地災害対策本部を置く。	2 災害発生時においては、本庁に災害対策本部を設置し、 <u>総合支所</u> に現地災害対策本部を置く。	同左	
3 防災行政無線は、当面、現行のとおりとし、新市において一体的な活用を図る。	同左	同左	
4 自主防災組織及び自主防災組織への育成支援事業については、石巻市の例により実施する。	同左	同左	
5 相互応援支援協定については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	

## 協議事項調整内容総括表の変更内容

確認済協定項目

協定項目の番号	25-6	協定項目名	消防防災関係事業の取扱い	
専門部会名	総務部会		分科会名	消防防災分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併 協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	
1 防災会議	災害対策基本法の規定に基づき,新市において設置する。 委員構成は,石巻市の例によるものとし,定数については,60人以内とする。	同左	同左	
2 地域防災計画	新市において速やかに策定する。なお,計画が策定されるまでの間は,合併するそれぞれの市町の現行計画を準用する。	同左	同左	
3 災害対策本部	本庁に災害対策本部を設置し,現地に現地災害対策本部を置く。	本庁に災害対策本部を設置し,総合支所に現地災害対策本部を置く。	同左	組織機構が確定したため。
4 水防協議会	水防法の改正により水防協議会の設置が任意であることから,防災会議で規定している石巻市及び北上町の例による。	同左	同左	
5 水防計画	新市において速やかに策定する。	同左	同左	
6 原子力防災	なお,計画が策定されるまでの間は,合併するそれぞれの市町の現行計画を準用する。			
7 避難所	新市の防災計画において設置することになるが,原則,現行のとおりとする。	同左	新市の防災計画において指定することになるが,原則,現行のとおりとする。	文言修正
8 防災行政無線	当面,現行のとおりとし,新市において一体的な活用を図る。	同左	同左	
9 自主防災組織	住民の災害に対する互助精神の向上を図るうえで必要な組織であることから,新市においても石巻市の例により結成に努める。	同左	同左	
10 自主防災組織育成支援事業(補助金)	自主防災組織を運営するうえで必要なため,石巻市の例により実施する。	同左	同左	

## 協議事項調整内容総括表の変更内容

確認済協定項目

協定項目の番号	25-6	協定項目名	消防防災関係事業の取扱い	
専門部会名	総務部会		分科会名	消防防災分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併 協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	
11 相互応援 支援協定	現行のとおり新市に 引き継ぐ。 なお、新市移行後、 相手方の意思を確認し た後改めて締結する。	同左	同左	

町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目 18）

石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市5町合併協 議 会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
<p>町・字の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 町・字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 町・字の名称については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻市においては、市名を付し、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。</li> <li>・<u>河北町においては、市名を付し、河北町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。</u></li> <li>・雄勝町においては、市名を付し、現行地名を継承、「大字」の字句は削除する。</li> <li>・河南町においては、市名を付し、河南町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承する。</li> <li>・桃生町においては、市名を付し、現行地名を継承する。</li> <li>・北上町においては、市名を付し、現行地名を継承する。名称は「きたかみまち」を「きたかみちょう」に変更する。</li> <li>・牡鹿町においては、市名を付し、牡鹿町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字及び字」の字句は削除する。ただし、「大字給分浜字」、「大字谷川浜字」、「大字寄磯浜字」の一部については、それぞれ「小淵浜」、「大谷川浜」、「前網浜」に、又「<u>字給分村</u>」、「<u>字浜前原</u>」については、それぞれ「<u>給分</u>」、「<u>前原</u>」に変更し、「大原浜字町」については、「字」の字句を継承する。</li> </ul>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>(削除)</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>休止前と同じ</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>・牡鹿町においては、市名を付し、牡鹿町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字及び字」の字句は削除する。ただし、「大字給分浜字」、「大字谷川浜字」、「大字寄磯浜字」の一部については、それぞれ「小淵浜」、「大谷川浜」、「前網浜」に、又「<u>字給分村</u>」、「<u>字浜前原</u>」、「<u>字村</u>」については、それぞれ「<u>給分</u>」、「<u>前原</u>」、「<u>小淵</u>」に変更し、「大原浜字町」については、「字」の字句を継承する。</p>	<p></p> <p>河北町復帰による</p> <p>牡鹿町分の修正</p>

協議事項調整内容総括表の変更内容

協定項目の番号	18	協定項目名	町・字の区域及び名称の取扱い
専門部会名	企画部会		分科会名 企画調整分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町 合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正 後)	
総括	1 町・字の区域については、現行のとおりとする 2 町・字の名称については、次のとおりとする。	同左	同左	
石巻市	市名を付し、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。 (例)石巻市日和が丘一丁目1番1号	同左	同左	
(河北町)	市名を付し、河北町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。 (例)石巻市相野谷字旧会所前12番地1	(削除)	休止前と同じ	河北町復帰による
雄勝町	市名を付し、現行地名を継承、「大字」の字句は削除する。 (例)石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑84番地1	同左	同左	
河南町	市名を付し、河南町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承する。 (例)石巻市前谷地字黒沢前7番地	同左	同左	
桃生町	市名を付し、現行地名を継承する。 (例)石巻市桃生町中津山字八木167番地4	同左	同左	
北上町	市名を付し、現行地名を継承する。名称は、「きたかみまち」を「きたかみちょう」に変更する。 (例)石巻市北上町十三浜字月浜290番地	同左	同左	

協議事項調整内容総括表の変更内容

協定項目の番号	18	協定項目名	町・字の区域及び名称の取扱い
専門部会名	企画部会		分科会名 企画調整分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町 合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正 後)	
牡鹿町	市名を付し,牡鹿町の名称は残さず,従来の大字・小字を継承,「大字及び字」の字句は削除する。ただし,「大字給分浜字」,「大字谷川浜字」,「大字寄磯浜字」の一部については,それぞれ「小湊浜」,「大谷川浜」,「前網浜」に,又「字給分村」,「字浜前原」については,それぞれ「給分」,「前原」に変更し,「大原浜字町」については,「字」の字句を継承する。 (例)石巻市鮎川浜鬼形山1番地13	同左	市名を付し,牡鹿町の名称は残さず,従来の大字・小字を継承,「大字及び字」の字句は削除する。ただし,「大字給分浜字」,「大字谷川浜字」,「大字寄磯浜字」の一部については,それぞれ「小湊浜」,「大谷川浜」,「前網浜」に,又「字給分村」,「字浜前原」,「字村」については,それぞれ「給分」,「前原」,「小湊」に変更し,「大原浜字町」については,「字」の字句を継承する。 (例)石巻市鮎川浜鬼形山1番地13	牡鹿町分の修正

保健事業の取扱い (協定項目 25-9)

石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1 市 5 町 合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
<p>保健事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 母子保健 (1) 各種健診事業については、新市においても引き続き実施する。実施内容等については、合併時までに調整する。 (2) <u>母子保健連絡協議会については、健康づくり推進協議会との整理統合を含め、合併時までに調整する。</u></p> <p>2 感染症対策 予防接種事業については、新市においても引き続き実施する。実施方法・時期については、委託機関と協議する。</p> <p>3 成人・高齢保健 各種検診事業については、新市においても引き続き実施する。実施内容等については、合併時まで、または新市において調整する。 自己負担金免除対象者は、以下のとおりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者</p> <p>4 地域保健 (1) <u>食生活改善推進委員会、保健(健康)推進委員については、合併時までに調整する。</u> <u>健康づくり推進協議会については、母子保健連絡協議会との整理統合を含め、合併時までに調整する。</u> (2) 健康まつりについては、新市において調整する。 (3) 保健(健康)センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 奨学金貸与事業(看護師等)については、石巻市の例により新市においても実施する。</p> <p>5 医療対策 地域医療対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、救急医療費施設運営費負担金については、一部事務組合の取扱いの調整方針を踏まえて調整する。</p> <p>6 その他 健康増進法の規定に基づく健康増進計画については、新市において速やかに策定する。</p>	<p>同左</p> <p>1 母子保健 各種健診事業については、新市においても引き続き実施する。実施内容等については、合併時までに調整する。  (2) は全文削除</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>4 地域保健 (1) <u>食生活改善推進委員会、保健(健康)推進委員及び健康づくり推進協議会については、合併時までに調整する。</u></p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>休止前と同じ</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>休止前と同じ</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>河北町復帰による</p> <p>河北町復帰による</p>

協議事項調整内容総括表の変更内容

確認済協定項目

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併 協議会(修正後)		
1 母	3～4か月児 健診に関する こと	対象者は3～4か月児とする。 健診会場及び回数は現行を基本とし、実施内容については、合併時まで調整する。	同左	同左	
	1歳6か月児 健診に関する こと	対象者は1歳6～11か月児とする。 健診会場及び回数は現行を基本とし、実施内容については、合併時まで調整する。	同左	同左	
	3歳児健診に 関すること	対象者は3歳4～11か月児とする。 健診会場及び回数は現行を基本とし、実施内容については、合併時まで調整する。	同左	同左	
子 保 健	精密健康診査 に関すること (1歳6か月 児・3歳児)	・1歳6か月児精密健康診査 1歳6か月児健診で精密健康診査が必要と判断された者について、乳幼児精神発達精密健康診査の実施を宮城県石巻地域子どもセンターに依頼する。  ・3歳児精密健康診査 3歳児健診で精密健康診査が必要と判断された者について、聴覚精密健康診査を実施する。また、乳幼児精神発達精密健康診査の実施を宮城県石巻地域子どもセンターに依頼する。 なお、聴覚精密健康診査の自己負担金は無料とする。	同左	同左	
	幼児歯科健康 診査に関する こと	合併時まで調整する。	同左	同左	
	<u>母子保健連絡 協議会に 関すること</u>	<u>健康づくり推進協議会との整理統合を含め、合併時まで調整する。</u>	項目削除	休止前と同じ	河北町復帰による

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併 協議会(修正後)		
2 感 染 症 対 策 ( 予 防 接 種)	ポリオに 関すること (乳幼児)	対象者は生後3～90月未 満の者とする。 委託先は当面、現行のと おりとし、実施方法は集団 接種、時期は4月と10月 又は11月とする。 自己負担金は無料とす る。	同左	同左	
	三種混合に 関すること (乳幼児)	対象者は生後3～90月未 満の者とする。 委託先は当面、現行のと おりとし、実施方法及び時 期を委託機関と協議す る。 自己負担金は無料とす る。	同左	同左	
	二種混合に 関すること (児童)	対象者は現行のとおりと する。 委託先は当面、現行のと おりとし、実施方法及び時 期を委託機関と協議す る。 自己負担金は無料とす る。	同左	同左	
	麻疹に 関すること (乳幼児)	対象者は現行のとおりと する。 委託先は当面、現行のと おりとし、実施方法及び時 期を委託機関と協議す る。 自己負担金は無料とす る。	同左	同左	
	風しんに 関すること (乳幼児)	対象者は現行のとおりと する。 委託先は当面、現行のと おりとし、実施方法及び時 期を委託機関と協議す る。 自己負担金は無料とす る。	同左	同左	
	日本脳炎に 関すること (乳幼児)	対象者は現行のとおりと する。 委託先は当面、現行のと おりとし、実施方法及び時 期を委託機関と協議す る。 自己負担金は無料とす る。	同左	同左	
	日本脳炎に 関すること (児童・生徒)	対象者は、2期については 1期を終了した9～12歳 の者とし、3期については 1期を終了した14歳及び 15歳の者とする。 委託先は当面、現行のと おりとし、実施方法及び時 期を委託機関と協議す る。 自己負担金は無料とす る。	同左	同左	

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併 協議会(修正後)		
2 感 染 症 対 策 ( 予 防 接 種 )	インフルエンザ に関する事 （高齢者）	対象者は65歳以上の者及び60～64歳で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者とする。 委託先は当面、現行のとおりとし、実施方法及び時期を委託機関と協議する。 自己負担金は1,000円とするが、生活保護世帯の者については無料とする。	同左	同左	
	ツベルクリン 反応検査に 関すること (乳幼児)	対象者は生後3～48月未満の者とする。 委託先は当面、現行のとおりとする。実施方法は集団接種、回数は年2回とし、実施時期は委託機関と協議する。 自己負担金は無料とする。	同左	同左	
	B C Gに 関すること (乳幼児)	対象者は生後3～48月未満の者とする。 委託先は当面、現行のとおりとする。実施方法は集団接種、回数は年2回とし、実施時期は委託機関と協議する。 自己負担金は無料とする。	同左	同左	
3 成 人 ・ 高 齢 保 健	基本健診に 関すること	対象者は40歳以上を基本に合併時まで調整する。 健診項目、実施時期、集団・個別・身体の不自由な者の実施方法及び自己負担金については合併時までに調整する。 委託先は当面、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。 自己負担金免除対象者は以下のとおりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証明書発行を受けた者とする。	同左	同左	

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併 協議会(修正後)		
3 成 人 ・	胃がん検診に 関すること	<p>対象者は30歳以上とする。 実施内容及び委託先は、現行を基本に合併時まで調整する。 自己負担金は1,500円(検診料の3割負担程度の額)とする。ただし、30～39歳については500円増しとし、免除対象者は以下のとおりとする。</p> <p>70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証明書発行を受けた者とする。</p>	同左	同左	
高 齢 保 健	乳がん検診に 関すること	<p>対象者は30歳以上の女性とし、検診の内容及び自己負担金等については、合併時まで調整する。 委託先は当面、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。 自己負担金免除対象者は以下のとおりとする。</p> <p>70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証明書発行を受けた者とする。</p>	同左	同左	

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市5町 合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)		
3 成 人 ・	子宮がん 検診に 関すること	対象者は現行のとおりとし、 検診の内容等については合併 時まで調整する。 委託先は当面、現行のとおり とし、新市において速やかに調 整する。 自己負担金は頸部がん検診、 体部がん検診それぞれ2,000円 (検診料の3割負担程度の額) とし、免除対象者は以下のと おりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健 医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同 一世帯員と認められたす べての世帯員が当該年度 において市民税が課税さ れていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証 明書発行を受けた者とする。	同左	対象者は20歳以上の女性 とし、検診の内容等については 合併時まで調整する。 委託先は当面、現行のとおり とし、新市において速やかに調 整する。 自己負担金は頸部がん検診、 体部がん検診それぞれ2,000円 (検診料の3割負担程度の額) とし、免除対象者は以下のと おりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健 医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同 一世帯員と認められたす べての世帯員が当該年度 において市民税が課税さ れていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証 明書発行を受けた者とする。	厚生労働省 「がん予防 重点健康教 育及びがん 検診実施の ための指針」 の一部改正 によるもの
高 齢 保 健	大腸がん 検診に 関すること	対象者は40歳以上を基本 に合併時まで調整する。また、 検診内容についても合併時 までに調整する。 委託先は当面、現行のとおり とし、新市において速やかに調 整する。 自己負担金は500円(検診 料の3割負担程度の額)とし、 免除対象者は以下のと おりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健 医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同 一世帯員と認められたす べての世帯員が当該年度 において市民税が課税さ れていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証 明書発行を受けた者とする。	同左	同左	

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併 協議会(修正後)	
3 成 人 ・ 高 齢 保 健	<p>結核・肺がん 検診に関する こと</p> <p>対象者は結核検診が16歳及び19歳以上の者とし、肺がん検診が40歳以上の者とする。また、検診内容については現行を基本に合併時まで調整する。</p> <p>委託先は当面、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。</p> <p>自己負担金は無料とする。ただし、肺がん検診の喀痰細胞診検査については自己負担金を700円(検診料の3割負担程度の額)とし、免除対象者は以下のとおりとする。</p> <p>70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証明書発行を受けた者とする。</p>	同左	同左	
	<p>前立腺がん・ 腹部超音波検診 に関すること</p> <p>・前立腺がん検診 対象者は50歳以上の男性とする。 検診の内容、委託先、及び自己負担金については、合併時までに調整する。 自己負担金免除対象者は以下のとおりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証明書発行を受けた者とする。</p> <p>・腹部超音波検診 <u>合併時までに調整する。</u></p>	<p>対象者は50歳以上の男性とする。 検診の内容、委託先、及び自己負担金については、合併時までに調整する。 自己負担金免除対象者は以下のとおりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証明書発行を受けた者とする。</p>	休止前と同じ	河北町復帰による
	<p>骨粗しょう症 検診に関する こと</p> <p>対象者、委託先等については、合併時までに調整する。</p>	同左	同左	

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併 協議会(修正後)	
3 成人・ 高齢 保健	<p>肝炎ウイルス 検診に関する こと</p> <p>節目検診の対象者は40、 45、50、55、60、65、 70歳の者とする。 節目検診以外の対象者は、 過去に肝機能異常を指摘さ れたことのある者、広範な外 科的処置を受けたことのある 者又は妊娠・分娩時に多量に 出血したことのある者であつて 定期的に肝機能検査を受けて いない者、基本健康診査にお いてGPT値により要指導と された者とする。 委託先は当面、現行のとおり とし、新市において速やかに調 整する。また、検診内容につ いては合併時までに調整する。 自己負担金については、合併 時までに調整し、免除対象者は 以下のとおりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健 医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者 市民税非課税世帯とは、同 一世帯員と認められたす べての世帯員が当該年度 において市民税が課税さ れていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証 明書発行を受けた者とする。</p>	同左	同左	
4 地	<p>食生活改善 推進員会支援 に関すること</p> <p>推進員の委嘱及び推進員会 への助成金交付は行わないこ ととする。 その他推進員会に対する支 援については、合併時までに調 整する。</p>	同左	同左	
域	<p>保健(健康) 推進委員に 関すること</p> <p>委員の任期は2年とし、会の 名称・業務内容・補助金交付、 委員の定数・報酬等については 合併時までに調整する。</p>	同左	同左	
保	<p>健康づくり 推進協議会に 関すること</p> <p><u>母子保健連絡協議会との整 理統合を含め、合併時までに調 整する。</u></p>	<u>合併時までに調整す る。</u>	休止前と同じ	河北町復帰 による
健	<p>健康まつり (つどい)に 関すること</p> <p>開催については、新市におい て調整する。</p>	同左	同左	

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併 協議会(修正後)		
4 地 域 保 健	保健(健康)センターに関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	
	奨学金貸与に関すること(看護師等)	石巻市の例により新市においても実施する。 ただし、合併時までに貸与(決定含む)したものについては、合併後も現行の制度により取り扱う。	同左	同左	
	献血に関すること	新市においても継続して献血事業の推進を図る。 献血協力者に対する記念品等については、合併時までに調整する。	同左	同左	
5 医 療 対 策	休日在宅当番医制事業に関すること	委託機関は石巻市医師会及び桃生郡医師会とする 診療科目については現行のとおりとし、診療時間、委託料等については石巻市医師会、桃生郡医師会と合併時までに協議する。	同左	同左	
	医師会地域医療対策助成金に関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	
	歯科医師会地域医療対策助成金に関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	
	石巻市医師会准看護学校運営費補助金に関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	
	病院群輪番制運営事業費補助金に関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	
	田代浜地区急病患者輸送費助成金に関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	

協定項目の番号	25-9	協定項目名	保健事業の取扱い	
専門部会名	保健福祉部会		分科会名	保健分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併 協議会(修正後)		
5 医 療 対 策	網小医院運営 費補助金に 関すること	現行のとおり新市に引き継 ぐ。	同左	同左	
	救急医療費施設 運営費負担金に 関すること	現行のとおり新市に引き継 ぐことを基本とするが、一部事 務組合の取扱いの調整方針を 踏まえて調整する。	同左	同左	
	網地島地区救 急患者輸送車 運転管理業務 に関すること	現行のとおり新市に引き継 ぐ。	同左	同左	
6 そ の 他	健康増進計画 に関すること	健康増進法の規定に基づく、 健康増進計画については、新市 において速やかに策定する。	同左	同左	

環境 衛生関係事業の取扱い (協定項目 25-18)

確認済協定項目

石巻地域合併協議会(休止前)	石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会(修正後)	変更理由
環境・衛生関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。	同左	同左	
1 環境基本条例については、石巻市の例を基本とし、合併後速やかに策定する。	同左	同左	
2 環境基本計画については、石巻市の例を基本とし、合併時までに基本的事項を定める。なお、詳細部分については、合併後速やかに調整する。	同左	同左	
3 環境審議会については、石巻市の例を基本とし、合併時までに調整する。	同左	同左	
4 グリーン購入推進事業については、石巻市の例を基本とし、合併時までに調整する。	同左	同左	
5 地域衛生事業については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後 3 年以内に調整する。なお、消毒機械補助事業等については、合併時に新たな補助制度を創設する。	同左	同左	
6 浄化槽設置整備事業については、下水道事業との整合性を図りながら、新市においても継続して実施する。	同左	同左	
7 斎場・火葬場(河南地区 葬祭場を除く)	同左	同左	
(1)現行のとおりに新市に引き継ぎ、使用料については、合併後 3 年以内に石巻市の例を基本に調整する。	(1)現行のとおりに新市に引き継ぎ、使用料については、合併後 3 年以内に石巻市・ <u>牡鹿町</u> の例を基本に調整する。	同左	牡鹿町火葬場条例の改正により、使用料が石巻市と同額となったため。

石巻地域合併協議会(休止前)	石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会(修正後)	変更理由
(2)火葬開始時間については、石巻市の例を基本に合併時まで調整する。	同左	同左	
(3)休場日については、石巻市の例により合併時に統一する。	同左	同左	
8 市町有墓地	同左	同左	
(1)墓地の管理については、石巻市の例により管理人を置き、報酬についても石巻市の例により合併時に統一する。	同左	同左	
(2)墓所管理料については、受益者負担の原則から、合併後徴収する方向で調整する。	同左	同左	
(3)墓地使用許可条件については、石巻市の例により合併時まで調整する。	同左	同左	

## 協議事項調整内容総括表の内容変更

## 確認済協定項目

協定項目の番号	25-18	協定項目名	環境 衛生関係事業の取扱い	
専門部会名	生活環境部会		分科会名	環境分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)		
(1) 環境基本条例	石巻市の例を基本とし、合併後速やかに制定する。	同左	同左		
(2) 環境基本計画	石巻市の例を基本とし、合併時までに基本 なお、詳細部分については、合併後速やか	同左	同左		
(3) 環境審議会	石巻市の例を基本とし、合併時までに調整する。	同左	同左		
(4) グリーン購入推進事業	石巻市の例を基本とし、合併時までに調整する。	同左	同左		
(5) 地域衛生事業	地域衛生事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。	同左	同左	
	害虫等の駆除事業及び薬	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。	同左	同左	
	消毒機械補助事業	合併時に新たな補助制度を創設する。 なお、補助対象は機械購入費とし、補助率は購入金額の3分の1以内で、上限は3万円とする。	同左	同左	
(6) 浄化槽設置整備事業	下水道事業との整合性を図りながら、新市においても継続して実施する。	同左	同左		
(7) 斎場・火葬場(河南地区葬斎場を除く)	施設概要 現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料については、合併後3年以内に石巻市の例を基本に調整する。(河南地区葬斎場については、構成町が別途協議する。)	同左	同左		

## 協議事項調整内容総括表の内容変更

## 確認済協定項目

協定項目の番号	25-18	協定項目名	環境 衛生関係事業の取扱い	
専門部会名	生活環境部会		分科会名	環境分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)		
使用料 火葬開始時間 休場日	現行のとおり新市に引き継ぎ,使用料については,合併後3年以内に石巻市の例を基本に調整する。(河南地区葬斎場については,構成町が別途協議する。)	現行のとおり新市に引き継ぎ,使用料については,合併後3年以内に石巻市 牡鹿町の例を基本に調整する。(河南地区葬斎場については,構成町が別途協議する。)	同左	牡鹿町火葬場条例の改正により,使用料が石巻市と同額となったため。	
	石巻市の例を基本に合併時まで調整する。(河南町地区葬斎場については,構成町が別途協議する。)	同左	同左		
	石巻市の例により合併時に統一する。(河南町地区葬斎場については,構成町が別途協議する。)	同左	同左		
(8) 市町有墓地	管理運営形態	石巻市の例により管理人を置き,報酬についても,石巻市の例により合併時に統一する。	同左	同左	
	墓所区画	現行のとおりとする。	同左	同左	
	墓所使用料	現行のとおりとする。	同左	同左	
	墓所管理料	受益者負担の原則から,合併後徴収する方向で調整する。	同左	同左	
	墓所使用許可	石巻市の例により合併時まで調整する。	同左	同左	

水産関係事業の取扱いについて (協定項目 25-20)

石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1 市 5 町 合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
水産関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。	同左	同左	
1 水産業振興施策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各種水産関係協議会等については、新市においても継続して加入していくこととし、負担金については、合併時まで各団体と協議の上、調整する。	同左	同左	
2 漁港の管理については、合併時に統一する。	同左	同左	
3 沿岸漁業の振興については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、増・養殖及び種苗放流事業補助金については、合併時まで調整する。	同左	同左	
4 水産物の流通・加工等に関することについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、水産物地方卸売市場の管理運営については、合併時に統一する。	同左	同左	

協議事項調整内容総括表の変更内容

確認済協定項目

協定項目の番号	25-20	協定項目名	水産関係事業の取扱い	
専門部会名	産業部会		分科会名	水産分科会

項目		調整の具体的内容			変更理由
		石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	
1 水産業 振興 施策	水産関係協議 会等に関する こと	各種水産関係協議 会等については、新市 においても継続して 加入していくことと し、負担金について は、合併時までに各団 体と協議の上、調整す る。	同左	同左	
	北上川からの 流木・ごみ処理 に関すること	現行のとおり新市に 引き継ぐ。	同左	同左	
	捕鯨に関する こと	現行のとおり新市に 引き継ぐ。	同左	同左	
2 漁港 管理	漁港占有に 関すること	合併時に統一する。	同左	同左	
3 沿 岸 漁 業 振 興	内水面漁業 振興に関する こと	各さけます増殖協 会の賦課金・事務局に ついては、現行のと おり新市に引き継ぎ、 新市において調整す る。 さけふ化放流事業 については、新市に おいても引き続き実施 することとし、 <u>委託先 の選定方法については 合併時までに、事業 規模については新市 において調整する。</u>	各さけます増殖協 会の賦課金・事務局に ついては、現行のと おり新市に引き継ぎ、 新市において調整す る。 さけふ化放流事業 については、新市に おいても引き続き実施 することとし、 <u>事業内 容については、合併時 までに調整する。</u>	同左	公の施設の 設置に係る自 治法改正によ り、現行のさけ ふ化場の管理 運営方法の見 直しが必要と なるので、合併 時までに管理 委託の取扱い を含めた事業 内容全般の調 整を行うため に、左記のと おり変更するも の。
	増・養殖及び 種苗放流事業 に関すること	現行のとおり新市 に引き継ぐ。ただし、 補助金については、合 併時までに調整する。	同左	同左	

協定項目の番号	25-20	協定項目名	水産関係事業の取扱い	
専門部会名	産業部会		分科会名	水産分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)		
4 水 産 物 の 流 通 ・ 加 工 等 に 関 す る こ と	水産業関連 イベントに 関すること	現行のとおりとする。	同左	同左	
	水産加工団 地内の排水 処理に関す ること	現行のとおりとする。	同左	同左	
	水産物の流 通、加工等 に関すること	魚食普及事業、水産物販売促進事業及び高鮮度加工原魚確保事業については、新市においても引き続き実施する。 石巻市水産物流通加工センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	
	水産物地方 卸売市場に 関すること	水産物地方卸売市場の管理運営については、合併時に統一する。 設置場所(売場)は石巻市と牡鹿町の2箇所とする。 卸売人については、現行のとおり石巻魚市場(株)と牡鹿漁業協同組合の2業者とする。 付帯施設については使用許可とし、使用料を別に定める。 石巻市と牡鹿町の市場特別会計を一本化する。 買受人登録については、新市においても個別の市場で現行のとおりとする。  市場運営協議会については、石巻市の例により新市において統一する。 運営委員数については、15名を上限とし、2市場関係者から選出する。	同左	同左	
	冷凍冷蔵施設 に関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	

事務組織及び機構の取扱い（協定項目 13）

確認済協定項目

石巻地域合併協議会（休止前）	石巻地域 1 市 5 町合併協議会	石巻地域合併協議会（修正後）	変更理由
<p><u>新市の事務組織及び機構については、次の事項を基本として合併時まで調整する。</u></p> <p>1 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮したものであること</p> <p>2 市民が利用しやすく、わかりやすいこと</p> <p>3 市民の声を適正に反映できること</p> <p>4 簡素で効率的であること</p> <p>5 新市建設計画を円滑に遂行できること</p> <p>6 指揮命令系統が明確で、責任の所在が明らかであること</p> <p>7 地方分権時代における新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できること</p>	<p><u>新市の事務組織及び機構については、住民の福祉の増進に十分配慮し、次のとおり合併時まで調整する。</u></p> <p><u>1 基本的事項</u></p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p> <p>(7) 同左</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>休止前の石巻地域合併協議会では 2 回に分けて提案したが、石巻地域 1 市 5 町合併協議会において統合して提案したため、今回も、統合後の調整方針で提案するものである。</p>
<p><u>新市の事務組織及び機構に係る個別整備方針については、次のとおりとする。</u></p> <p>1 新市の組織は、現行の組織を基本とし、管理部門等の集約を図る。新市移行後は、情報通信基盤の活用を図りながら段階的に再編、見直しを行い、将来的には新庁舎建設を踏まえ、支所を活用するなかで本庁方式への移行を図る。</p> <p>2 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、行政内部の管理事務及</p>	<p><u>2 個別整備方針</u></p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	

<p>び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。</p>			
<p><u>3</u> 総合支所は、合併前の町の区域を所管区域とし、住民生活に密接に関連した住民サービスを提供する総合的な行政機関とするとともに、所管区域を対象とした地域振興策を企画・立案し、地域振興の拠点とする。</p>	<p><u>(3)</u> 同左</p>	<p>同左</p>	
<p><u>4</u> 現在の石巻市及び牡鹿町の支所並びにその他の出先機関については、当分の間、現行のとおりとし、地域の実情や行政事務の効率化等を勘案しながら、段階的な再編、見直しを行う。</p>	<p><u>(4)</u> 同左</p>	<p>同左</p>	
<p><u>5</u> 行政委員会等は、関係法令の定めに従い設置し、附属機関については、原則として統合する。</p>	<p><u>(5)</u> 同左</p>	<p>同左</p>	

協議事項調整内容総括表の変更内容

確認済協定項目

協定項目の番号	13	協定項目名	事務組織及び機構の取扱い	
専門部会名	総務部会		分科会名	人事分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域1市5町合 併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	
行政委員会等	行政委員会等については、関係法令の定めに従い設置する。	同左	同左	
附属機関	審議会・委員会等の附属機関のうち、現に1市6町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 なお、1市6町の中で独自に設置されているものは、事務事業の調整に併せて別に調整する。	審議会・委員会等の附属機関のうち、現に1市5町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 なお、1市5町の中で独自に設置されているものは、事務事業の調整に併せて別に調整する。	休止前と同じ	河北町復帰による

農林関係事業の取扱い (協定項目 25 - 19 )

石巻地域合併協議会 ( 休止前 )	石巻地域 1 市 5 町 合併協議会	石巻地域合併協議会 ( 修正後 )	変更理由
農林関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。	同左	同左	
1 農業・畜産振興	同左	同左	
(1) 地域農業マスタープランについては、新市において策定し、農畜産業の振興に努める。	同左	同左	
(2) 農業振興地域整備計画については、当面現行のとおりとし、新市において新たに策定する。	同左	同左	
(3) <u>平成 16 年度に各市町で策定する地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</u> <u>なお、地域水田農業推進協議会については、合併時に統合し、旧市町ごとに支部を置く。</u>	同左	(3) <u>地域水田農業ビジョン、地域水田農業推進協議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</u>	ビジョンがすでに平成 16 年 4 月 1 日策定済。協議会については、県の見解等による修正。
(4) 土地利用型作物及び園芸作物の振興策については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年以内に調整する。	同左	同左	
(5) 農業制度資金及び災害資金の利子補給(助成)事業については、それぞれ合併時に統一する。	同左	同左	
(6) 酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画については、それぞれ合併時に統一する。	同左	同左	
(7) <u>直営で運営している堆肥センターについては、委託する方向で合併時まで調整する。</u>	(7) <u>堆肥センターの管理運営については、合併時まで調整する。</u>	同左	地方自治法改正による修正。

<p>(8) 高齢者等肉用牛導入貸付事業については合併時に統一し、貸付基金は合併時に持ち寄る。</p> <p>また、<u>河北町優良家畜導入資金貸付事業及び北上町家畜導入事業については、合併時に統一のうえ新市において実施するものとし、貸付基金は合併時に持ち寄る。</u>ただし、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>(8) 高齢者等肉用牛導入貸付事業については合併時に統一し、貸付基金は合併時に持ち寄る。</p> <p>また、<u>北上町家畜導入事業については、合併時までに調整する。</u>ただし、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>休止前と同じ</p>	<p>河北町復帰による</p>
<p>(9) 家畜伝染病防疫施策、畜産基盤再編総合整備事業及び畜産共進会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	
<p>2 林業振興</p> <p>(1) 森林整備計画及び森林施業計画については、新市において策定し、民有林の適正な管理に努める。</p> <p>(2) 公有林の保全については、新市においても引き続き実施し、生産機能の向上に努める。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	
<p>3 附属機関等</p> <p>(1) 経営・生産対策推進会議、農業経営改善計画認定会議、地域農業担い手センター及び青年農業者育成会議については、それぞれ合併時に統合する。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に廃止する。その他の附属機関等については、合併時までに調整する。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	

協議事項調整内容総括表の変更内容

確認済協定項目

協定項目の番号	25 19	協定項目名	農林関係事業の取扱い	
専門部会名	産業部会		分科会名	農林分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併 協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	
(1)地域農業マ スタープラン	新市において策定 し、農畜産業の振興に 努める。	同左	同左	
(2)農業振興地 域整備計画	当面現行のとおりと し、新市において新た に策定する。	同左	同左	
(3)水田農 業構造 改革 対策	水田農業構造改革 対策において、平成 16年度に各市町で策 定する地域水田農業 ビジョンについては、 現行のとおり新市に引 き継ぐ。	同左	地域水田農業ビジョ ンについては、現行の とおり新市に引き継 ぐ。	ビジョンがすでに平 成16年 4月 1日策定 済。
	地域 水田農 業推進 協議会	合併時に統合し、旧 市町ごとに支部を置 く。	同左	現行のとおり新市に 引き継ぐ。
(4)土地利用型 作物の振興策	現行のとおり新市に 引き継ぎ、合併後 3年 以内に調整する。	同左	同左	
(5)園芸作物の 振興策	現行のとおり新市に 引き継ぎ、合併後 3年 以内に調整する。	同左	同左	
(6)農業制度資 金の利子補給 (助成)事業	合併時に統一する。	同左	同左	
(7)災害資金の 利子補給事業	合併時に統一する。 ただし、合併前の貸 付 償還については、 現行のとおり新市に引 き継ぐ	同左	同左	

協議事項調整内容総括表の変更内容

協定項目の番号	25 19	協定項目名	農林関係事業の取扱い	
専門部会名	産業部会		分科会名	農林分科会

項目		調整の具体的内容			変更理由
		石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併 協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	
⑧) 酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画	酪農・肉用牛生産近代化計画	合併時に統一する。	同左	同左	
	飼料増産推進計画	合併時に統一する。	同左	同左	
(9)堆肥センター		現在直営で運営している施設については、委託する方向で合併時まで調整する。	管理運営については、合併時まで調整する。	同左	地方自治法改正による修正。
(10) 家畜導入貸付事業	高齢者等肉用牛導入貸付事業	合併時に統一し、貸付基金は合併時に持ち寄る。	同左	同左	
	その他の家畜導入事業	合併時に統一のうえ新市において実施するものとし、貸付基金は合併時に持ち寄る。ただし、合併前の貸付償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	合併時まで調整する。ただし、合併前の貸付償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	休止前と同じ	河北町復帰による
(11)家畜伝染病防疫施策		現行のとおり新市に引き継ぐ。	同左	同左	

協議事項調整内容総括表の変更内容

協定項目の番号	25 19	協定項目名	農林関係事業の取扱い	
専門部会名	産業部会		分科会名	農林分科会

項目	調整の具体的内容			変更理由	
	石巻地域合併協議会 (休止前)	石巻地域 1市 5町合併 協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)		
(12)畜産基盤再 編総合整備事 業	現行のとおり新市に 引き継ぐ。	同左	同左		
(13)畜産共進 会	現行のとおり新市に 引き継ぐ。	同左	同左		
(14)森林整備計 画及び森林施 業計画	新市において策定 し、民有林の適正な管 理に努める。	同左	同左		
(15)公有林の保 全	新市においても引き 続き実施し、生産機能 の向上に努める。	同左	同左		
(16) 附属機 関等	義務的設 置による附 属機関等	それぞれ合併時に 組織を統合する。	同左	同左	
	農業振 興地域 整備促 進協議 会	合併時に廃止する。	同左	同左	
	その他 附属機 関等	必要性等を検討し、 合併時まで調整す る。	同左	同左	

地方税の取扱い (協定項目 9)

未提案協定項目

石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
<p>地方税の取扱いについては、1市<u>5</u>町で差異のない税目の税率及び納期は、現行のとおりとし、差異のあるものは、次のとおりとする。</p> <p>1 個人市町村民税 普通徴収の納期は、石巻市の例に統一する。</p> <p>2 法人市町村民税 法人税割については、石巻市の税率(13.7%)に統一する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。</p> <p>3 固定資産税 (1) 1市<u>5</u>町とも標準税率を適用していることから、現行のとおりとし、合併後に総合的な土地評価の見直しを行う。 (2) 納期は、石巻市の例に統一する。 (3) 地籍調査については、石巻市は合併後10年を目途に完了させることとし、課税については合併後5年以内に調整する。その間は、旧地籍の面積により課税する。</p> <p>4 特別土地保有税 免税点基準面積は、新市においては5,000平方メートルとなるので、<u>石巻市、雄勝町、河南町、牡鹿町の例に統一する。</u></p> <p>5 鉱産税 石巻市、河南町、北上町、牡鹿町の例に統一する。</p>	<p>地方税の取扱いについては、1市<u>6</u>町で差異のない税目の税率及び納期は、現行のとおりとし、差異のあるものは、次のとおりとする。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>3 固定資産税 (1) 1市<u>6</u>町とも標準税率を適用していることから、現行のとおりとし、合併後に総合的な土地評価の見直しを行う。 (2) 同左 (3) 地籍調査については、石巻市は合併後10年を目途に、<u>河北町は平成18年度に完了させることとし、課税については合併後5年以内に調整する。その間は、旧地籍の面積により課税する。</u></p> <p>4 特別土地保有税 免税点基準面積は、新市においては5,000平方メートルとなるので、<u>石巻市、河北町、雄勝町、河南町、牡鹿町の例に統一する。</u></p> <p>同左</p>	<p>河北町分を追加</p> <p>河北町分を追加</p> <p>河北町分を追加</p> <p>河北町分を追加</p>

<p>6 都市計画税 石巻市の例に統一する。ただし、合併前に課税していない河南町の都市計画区域の市街化区域については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り課税しないこととする。</p>	同左	
<p>7 水利地益税 河南町の一部区域については、現行のとおり課税する。</p>	同左	
<p>8 軽自動車税 納期は、石巻市、北上町、牡鹿町の例に統一する。</p>	同左	
<p>9 入湯税 (1) 税率及び課税免除は、石巻市の例に統一する。 (2) 納期は、石巻市、北上町の例に統一する。</p>	同左	

協議事項調整内容総括表の変更内容

協定項目の番号	9	協定項目名	地方税の取扱い	
専門部会名	財務部会		分科会名	税務分科会

項目	調整の具体的内容		変更理由	
	石巻地域 1市 5町 合併協議会	石巻地域 合併協議会		
1 個人市町村 民税	均等割については、1市 5町とも標準税率であることから現行のとおりとする。 所得割については、1市 5町とも標準税率であることから、現行のとおりとする。 普通徴収の納期は、石巻市の例に統一する。 特別徴収の納期は、1市 5町に差異がないため現行のとおりとする。	均等割については、1市 6町とも標準税率であることから現行のとおりとする。 所得割については、1市 6町とも標準税率であることから、現行のとおりとする。 普通徴収の納期は、石巻市の例に統一する。 特別徴収の納期は、1市 6町に差異がないため現行のとおりとする。	河北町分を追加	
2 法人市町村 民税	均等割については、1市 5町とも標準税率であることから現行のとおりとする。 法人税割については、石巻市の税率(13.7%)に統一する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。	均等割については、1市 6町とも標準税率であることから現行のとおりとする。 法人税割については、石巻市の税率(13.7%)に統一する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。	河北町分を追加	
3 固定 資産 税	税率	1市 5町とも標準税率を適用していることから、現行のとおりとし、合併後に総合的な土地評価の見直しを行う	1市 6町とも標準税率を適用していることから、現行のとおりとし、合併後に総合的な土地評価の見直しを行う	河北町分を追加
	納期	石巻市の例に統一する。	同左	
	地籍調査後の課税地籍	地籍調査については、石巻市は合併後10年を目途に完了させることとし、課税については、合併後5年以内に調整する。その間は、旧地籍の面積により課税する。	地籍調査については、石巻市は合併後10年を目途に、河北町は平成18年度に完了させることとし、課税については、合併後5年以内に調整する。その間は、旧地籍の面積により課税する。	河北町分を追加
4 特別土地保 有税	1市 5町とも、税率及び土地取得については、一定税率を適用していることから、現行のとおりとする。 免税点基準面積は、新市においては、5,000平方メートルとなるので、石巻市、雄勝町、河南町、牡鹿町の例に統一する。	1市 6町とも、税率及び土地取得については、一定税率を適用していることから、現行のとおりとする。 免税点基準面積は、新市においては、5,000平方メートルとなるので、石巻市、河北町、雄勝町、河南町、牡鹿町の例に統一する。	河北町分を追加	
5 鉱産税	石巻市、河南町、北上町、牡鹿町の例に統一する。	同左		

協議事項調整内容総括表の変更内容

6	都市計画税	石巻市の例に統一する。ただし、合併前に課税していない河南町の都市計画区域の市街化区域については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度間に限り課税しないこととする。	同左	
7	水利地益税	河南町の一部区域については、現行のとおり課税する。 * 河南町北村地区、旧青木土地改良区の地域	同左 同左	
8	軽自動車税	税率	1市5町とも標準税率を適用していることから、現行のとおりとする。	河北町分を追加
	納期	納期は、石巻市、北上町、牡鹿町の例による。	同左	
9	入湯税	税率及び課税免除は、石巻市の例に統一する。 納期は、石巻市、北上町の例に統一する。	同左 同左	

## 一部事務組合等の取扱い (協定項目 14)

石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
<p>一部事務組合等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>1 一部事務組合</p> <p>(1) 石巻地区広域行政事務組合、石巻地方広域水道企業団、<u>河北地区衛生処理組合</u>、<u>河南地区衛生処理組合</u>及び河南町矢本町国民健康保険病院組合については、新市においても加入することとし、加入手続きについては関係市町との協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p> <p>(2) 宮城県市町村職員退職手当組合及び宮城県市町村自治振興センターについては、新市においても加入することとし、加入手続きについては関係市町村及び関係機関との協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p> <p>(3) 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市の事務として行う。</p> <p>2 共同設置による機関</p> <p>(1) 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会については、合併の日の前日をもって当該審査会等を脱退し、新市の事務として行う。</p> <p>(2) 河北町・北上町2町教育委員会、河北町・北上町2町社会教育委員及び河北町・北上町2町文化財保護委員会については、<u>河北町との協議を踏まえ、合併の日の前日をもって当該機関を廃止し、新市の事務として行う。</u></p>	<p>1 一部事務組合</p> <p>(1) 石巻地区広域行政事務組合、石巻地方広域水道企業団、河南地区衛生処理組合及び河南町矢本町国民健康保険病院組合については、新市においても加入することとし、加入手続きについては関係市町との協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p> <p><u>(2) 河北地区衛生処理組合については、合併の日の前日をもって廃止し、新市の事務として行う。</u></p> <p><u>(3) 同左</u></p> <p><u>(4) 同左</u></p> <p>2 共同設置による機関</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 河北町・北上町2町教育委員会、河北町・北上町2町社会教育委員及び河北町・北上町2町文化財保護委員会については、<u>合併の日の前日をもって当該機関を廃止し、新市の事務として行う。</u></p>	<p>河北町復帰による</p> <p>河北町復帰による</p> <p>(2)を追加したことにより、繰り下げ</p> <p>(2)を追加したことにより、繰り下げ</p> <p>河北町復帰による</p>

<p>3 事務の委託</p> <p>(1) 公平委員会については、合併の日の前日をもって当該事務委託を廃止し、新市の事務として行う。</p> <p><u>(2) 北上町の学校給食に関する事務の委託については、河北町との協議を踏まえ、新市においても河北町へ委託する方向で、合併時までに調整する。</u></p> <p>4 公社</p> <p>石巻地区土地開発公社については、新市においても加入することとし、加入手続きについては、関係市町との協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p>	<p>3 事務の委託</p> <p><u>公平委員会及び北上町の学校給食に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって当該事務委託を廃止し、新市の事務として行う。</u></p> <p>4 公社</p> <p>同左</p>	<p>河北町の復帰により、(1)と(2)を合体</p>
---	--	-----------------------------

協議事項調整内容総括表の変更内容

未提案協定項目

協定項目 の番号	14	協定項目名	一部事務組合等の取扱い	
専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会	

項目	調整の具体的な内容		変更理由
	石巻地域1市5町合併協議会	石巻地域合併協議会	
一部事務組合	(1)石巻地区 広域行政事務組合	新市において加入することとし、加入手続きについては関係市町との協議を踏まえ、合併時までに調整する。	同左
	(2)石巻地方 広域水道企業団		
	(3)河南地区 衛生処理組合		
	(4)河南町矢 本町国民健康保険病院 組合		
	(5)河北地区 衛生処理組合	合併の日の前日をもって 廃止し、新市の事務として 行う。	河北町復帰による
機関等の 共同設置	(6)宮城県市 町村職員退職 手当組合	新市においても加入することとし、加入手続きについては関係市町村及び関係機関との協議を踏まえ、合併時までに調整する。 石巻市は、退職手当組合に平成16年度中に加入するものとする。	同左
	(7)宮城県市 町村自治振 興センター		
	(8)宮城県市 町村非常勤 消防団補償 報償組合	関係町は、合併の日の前日をもって脱退し、新市の事務として行う。	同左
機関等の 共同設置	(1)宮城県市 町村等非常 勤職員公務 災害補償等 審査会	関係町は、合併の日の前日をもって当該審査会当を脱退し、新市の事務として行う。	同左
	(2)宮城県市 町村等非常 勤職員公務 災害補償等 認定委員会		

協議事項調整内容総括表の変更内容

未提案協定項目

協定項目 の番号	14	協定項目名	一部事務組合等の取扱い	
専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会	

項目		調整の具体的な内容		変更理由
		石巻地域1市5町合併協議会	石巻地域合併協議会	
機関等の 共同設置	(3)河北町・ 北上町2町 教育委員会	北上町は、河北町との協議を踏まえ、合併の日の前日をもって当該機関を廃止し、新市の事務として行う。	関係町は、合併の日の前日をもって当該機関を廃止し、新市の事務として行う。	河北町復帰による
	(4)河北町・ 北上町2町 社会教育委員			
	(5)河北町・ 北上町2町 文化財保護 委員会			
事務の 委託	(1)公平 委員会	関係町は、合併の日の前日をもって当該事務委託を廃止し、新市の事務として行う。	関係町は、合併の日の前日をもって当該事務委託を廃止し、新市の事務として行う。	事務の委託については、河北町復帰により、(1)と(2)を合体
	(2)北上町の 学校給食に 関する事務 の委託	北上町は、河北町との協議を踏まえ、新市においても河北町へ委託する方向で、合併時までに調整する。		
公社	石巻地区土 地開発公社	新市においても加入することとし、加入手続きについては、関係市町との協議を踏まえ、合併時までに調整する。	同左	

協議事項調整内容総括表の変更内容

(参考例)

未提案協定項目

協定項目の番号	15	協定項目名	使用料・手数料の取扱い	
専門部会名	財務部会		分科会名	財政分科会

項目	調整の具体的内容		変更理由
	石巻地域1市5町合併協議会	石巻地域合併協議会	
交流プラザ使用料		現行のとおり新市に引き継ぐこととし、今後の事業運営等については、新市において調整する。	河北町分の追加
町民福祉バス使用料		現行のとおり実施することとし、新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。	河北町分の追加
(診療所) 事務証明書 各種証明書 その他証明書	事務証明書に統一し2,100円とする。	事務証明書に統一し1,575円とする。	病院の各種証明書との整合性を図った。

協議事項調整内容総括表の変更内容

(参考例)

未提案協定項目

協定項目の番号	17	協定項目名	補助金 交付金等の取扱い	
専門部会名	財務部会		分科会名	財政分科会

番号	項目	調整の具体的内容		変更理由
		石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会	
39	山形河北交流事業助成金		現行のまま新市に引き継ぐが、新市移行後相手方の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議を進める。	河北町分の追加
70	不法投棄防止用看板設置事業費補助金		合併時に廃止する。	河北町分の追加
100	旧軍人軍属恩給欠格者全国連盟宮城県連合会河北支部助成金		新市において設ける補助金交付金規定の中で検討する。	河北町分の追加
101	小規模児童遊園施設整備事業費補助金		合併時まで検討する。	河北町分の追加
102	少子化対策推進事業費補助金		合併時まで検討する。	河北町分の追加
119	手をつなく親の会補助金		合併後速やかに統合できるよう調整に努める。	河北町分の追加
120	ねたきり老人介護者家族の会		補助金については合併時に廃止し、新市においては介護予防・地域支えあい事業等により支援していく。	河北町分の追加
183	揚水機場管理助成金		現行のとおりとする。	河北町分の追加
184	農業後継者育成事業補助金		合併時に廃止する。	河北町分の追加
185	転作物農業共済掛金助成金		現行のとおり引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。	河北町分の追加

協議事項調整内容総括表の変更内容

186	愛鳥会助成金		合併時に廃止する。	河北町分の追加
187	単独作業路開設事業補助金		現行のとおりとする。	河北町分の追加
188	みやぎの豊かな森林づくり支援事業補助金		現行のとおりとする。	河北町分の追加
189	経営体育成基盤整備事業調査補助金		現行のとおりとする。	河北町分の追加
190	経営体育成基盤整備事業農地集団化事業補助金		現行のとおりとする。	河北町分の追加
191	河北町部分林組合運営助成金		合併時に廃止する。	河北町分の追加
248	スタンプ会運営補助金		当面現行のとおりとし、新市において調整する。	河北町分の追加
249	河北町物産開発振興協議会補助金		当面現行のとおりとし、新市において調整する。	河北町分の追加 (観光協会と別組織のため調整案を変更)
257	河川愛護会助成金		現行のとおり新市に引継ぐ。	河北町分の追加
269	木造住宅耐震改修計画等助成事業		合併時に石巻市の制度に統合する。	新規追加
270	木造住宅耐震改修工事助成事業		合併時に石巻市の制度に統合する。	新規追加
278	生涯学習事業推進補助金		当面は現行のとおりとし、新市において調整する。	河北町分の追加
279	河北町民文化祭実行委員会助成金		当面は現行のとおりとし、新市において調整する。	河北町分の追加

協議事項調整内容総括表の変更内容

280	婦人学級開設等運営助成金		当面は現行のとおりとし,新市において調整する。	河北町分の追加
283	特殊教育連絡協議会助成金		現状のまま新市に移行するものとし,3年を目途に統一を図る。	河北町分の追加
284	大谷地小児童夏季体力向上推進助成金		現状のまま新市に移行するものとし,3年を目途に統一を図る。	河北町分の追加
304	ジュニアリーダー補助金		当面は現行のとおりとし,新市において調整する。	河北町分の追加
319	全国小学校陸上競技交流大会宮城県最終予選会参加助成金		当面は現行のとおりとし,新市において調整する。	河北町分の追加

## 国民健康保険事業の取扱い（協定項目 20）

石巻地域1市5町合併協議会	石巻地域合併協議会（修正後）	変更理由
<p>国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成22年度までは不均一課税とし、平成23年度に統一する。</p> <p>各年度における税率については、平準化することを基本とし、大幅な負担増を避けるため、国民健康保険事業財政調整基金等からの繰入等を考慮し段階的に調整するとともに、収納率を確保するため、収納体制の強化を図る。</p> <p>2 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課については、現行のとおりとする。督促手数料については100円とする。</p> <p>3 納期については10期とし、このうち仮算定は4期とする。本算定については8月1日とする。</p> <p>4 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置するものとし、委員の定数については<u>19名以内</u>とし、選出方法は合併時までに調整する。</p> <p>5 国民健康保険事業財政調整基金については、新市の国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、合併時に持ち寄る。</p> <p>6 貸付事業</p> <p>(1) 高額療養費資金貸付事業については、<u>石巻市、河南町、北上町、牡鹿町</u>の例により実施するものとし、貸付基金は、制度の安定的運営を図るため、合併時に持ち寄る。</p> <p>(2) 出産費資金貸付事業については、石巻市の例により新市においても<u>実施する。</u></p> <p>7 出産育児一時金及び葬祭費の支給については、現行のとおりとする。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>4 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置するものとし、委員の定数については<u>22名以内</u>とし、選出方法は合併時までに調整する。</p> <p>同左</p> <p>6 貸付事業</p> <p>(1) 高額療養費資金貸付事業については、<u>石巻市、河北町、河南町、北上町、牡鹿町</u>の例により実施するものとし、貸付基金は、制度の安定的運営を図るため、合併時に持ち寄る。</p> <p>(2) 出産費資金貸付事業については、石巻市の例により新市においても<u>実施するものとし、貸付基金は1,000万円とする。</u></p> <p>同左</p>	<p></p> <p>河北町復帰による</p> <p>河北町復帰による</p> <p>河北町復帰による 基金額の明文化</p>

協議事項調整内容総括表の変更内容

未提案協定項目

協定項目の番号	20	協定項目名	国民健康保険事業の取り扱い
専門部会名	生活環境部会	分科会名	国民健康保険分科会

項目	調整の具体的内容		変更理由	
	石巻地域 1市 5町 合併協議会	石巻地域合併協議会		
(1)税率	合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成22年度までは不均一課税とし、平成23年度に統一する。 各年度における税率については、平準化することを基本とし、大幅な負担増を避けるため、国民健康保険事業財政調整基金等からの繰入等を考慮し段階的に調整するとともに、収納率を確保するため、収納体制の強化を図る。	同左		
(2)賦課事務及び督促手数料	納税義務の発生、消滅等に伴う賦課については、現行のとおりとする。 督促手数料については100円とする。	同左		
(3)納期及び算定日	納期については10期(4月から翌年1月)とし、このうち仮算定は4期(4月から7月)とする。 本算定については8月1日とする。	同左		
(4)国民健康保険運営協議会	新市において新たに設置するものとし、委員の定数については19名(公益代表6名、保険医・薬剤師代表6名、被保険者代表6名、被用者保険代表1名)以内とし、選出方法は合併時まで調整する。	新市において新たに設置するものとし、委員の定数については22名(公益代表7名、保険医・薬剤師代表7名、被保険者代表7名、被用者保険代表1名)以内とし、選出方法は合併時まで調整する。	河北町復帰による	
(5)国民健康保険事業財政調整基金	新市の国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、合併時に持ち寄る。	同左		
(6)貸付事業	国民健康保険高額療養費資金貸付事業	石巻市、河南町、北上町、牡鹿町の例により実施するものとし、貸付基金は、制度の安定的運営を図るため、合併時に持ち寄る。 なお、貸付基金は4,100万円とする。	石巻市、河北町、河南町、北上町、牡鹿町の例により実施するものとし、貸付基金は、制度の安定的運営を図るため、合併時に持ち寄る。 なお、貸付基金は4,600万円とする。	河北町復帰による
	国民健康保険出産費資金貸付事業	石巻市の例により新市においても実施する。	石巻市の例により新市においても実施する。 なお、貸付基金は現在石巻市で保有する1,000万円とする。	河北町復帰による 基金額の明文化
(7)保険給付事業	出産育児一時金の支給	現行のとおりとする。	同左	
	葬祭費の支給	現行のとおりとする。	同左	

## 病院・診療所の取扱いについて (協定項目 25-10)

石巻地域 1 市 5 町合併協議会	石巻地域合併協議会 (修正後)	変更理由
<p>病院・診療所の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 病院・診療所については、現行のとおり新市に引継ぐ。なお、良質な医療を効率的に提供するため、各病院・診療所における機能分担・連携等については、合併後、石巻医療圏の医療環境の変化を見据え、<u>適切な時期</u>にそのあり方を検討する。</p> <p>ただし、河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院の取扱いについては、「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえることとする。</p> <p>2 病院運営審議会については、一つの審議会とし、合併時まで調整する。</p> <p>3 使用料・手数料については、合併時に統一する。ただし、特別室差額使用料については、現行のとおりとする。</p>	<p>同左</p> <p>1 病院・診療所については、現行のとおり新市に引継ぐ。なお、良質な医療を効率的に提供するため、各病院・診療所における機能分担・連携等については、合併後、石巻医療圏の医療環境の変化を見据え、<u>すみやかに</u>そのあり方を検討する。</p> <p>ただし、河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院の取扱いについては、「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえることとする。</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>各病院・診療所における機能分担・連携等については、合併後、すみやかな検討を要することから左記のとおり修正するもの。</p>

協議事項調整内容総括表の変更内容

未提案協定項目

協定項目の番号	25-10	協定項目名	病院・診療所の取扱い	
専門部会名	病院部会		分科会名	公立病院分科会

項目	調整の具体的内容		変更理由		
	石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併協議会			
病院・診療所概要	<p>現行のとおり新市に引継ぐ。なお、良質な医療を効率的に提供するため、各病院・診療所における機能分担・連携等については、合併後、石巻医療圏の医療環境の変化を見据え、<u>適切な時期</u>にそのあり方を検討する。</p> <p>ただし、河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院の取扱いについては、「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえることとする。</p>	<p>現行のとおり新市に引継ぐ。なお、良質な医療を効率的に提供するため、各病院・診療所における機能分担・連携等については、合併後、石巻医療圏の医療環境の変化を見据え、<u>すみやかに</u>そのあり方を検討する。</p> <p>ただし、河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院の取扱いについては、「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえることとする。</p>	各病院・診療所における機能分担・連携等については、合併後、すみやかな検討を要することから左記のとおり修正するもの。		
病院運営審議会	一つの審議会とし、合併時まで調整する。	同左			
使用料・手数料	病院	調整金額は税込	同左		
	石巻市立病院行政財産 目的外使用料	合併時まで調整する	同左		
	初診時特定療養費	420円とする。	同左		
	特別室 差額使用料	1人室 (1日につき)	現行のとおりとする。	同左	
		2人室 (1日につき)	現行のとおりとする。	同左	
	分べん料	8時～17時	130,000円(1児増すごとに半額加算)とする。	同左	
		6時～8時 17時～22時	140,000円(1児増すごとに半額加算)とする。	同左	
		休診日 22時～6時	150,000円(1児増すごとに半額加算)とする。	同左	
		帝切時			
		帝切時(双胎)			
		中期死産 (12～15週)			
中期死産 (16～21週)					
新生児取扱料 1日につき	10,000円とする。	同左			
じょく婦処置料 1日につき	2,000円とする。	同左			

協定項目の番号	25-10	協定項目名	病院・診療所の取扱い	
専門部会名	病院部会		分科会名	公立病院分科会

項 目			調整の具体的内容		変更理由
			石巻地域1市5町合併協議会	石巻地域合併協議会	
使 用 料 ・ 手 数 料	産後1ヶ月 健診	じょく婦			
		乳児			
	妊婦診察料	8時～17時 初診	6,000円とする。	同左	
		6時～8時 17時～22時 初診	7,000円とする。	同左	
		休診日 22時～6時 初診	8,500円とする。	同左	
		8時～17時 再診	4,000円とする。	同左	
		6時～8時 17時～22時 再診	5,000円とする。	同左	
		休診日 22時～6時 再診	6,500円とする。	同左	
		人工授精料	5,250円とする。	同左	
	新生児 管理料	母児同室			
		母児異室			
		沐浴なし			
		入院料 (寝具・食事含む)			
		乳房マッサージ			
		経口 避妊薬	初回 (指導料)		
	2回目以降				
	検査料	血液型 (ABO式Rn式)	2,100円とする。	同左	
		貧血	2,100円とする。	同左	
		風疹抗体	2,100円とする。	同左	
		トキソプラズマ抗体	2,100円とする。	同左	
B型肝炎抗原		2,100円とする。	同左		
B型肝炎抗体		2,100円とする。	同左		
C型肝炎抗体		3,150円とする。	同左		
ヘパプラスフェスト	2,100円とする。	同左			

協定項目の番号	25-10	協定項目名	病院・診療所の取扱い	
専門部会名	病院部会		分科会名	公立病院分科会

項 目		調整の具体的内容		変更理由	
		石巻地域1市5町合併協議会	石巻地域合併協議会		
使 用 料 ・ 手 数	検査料	骨量測定	2,100円とする。	同左	
		妊娠反応	2,100円とする。	同左	
		梅毒反応	2,100円とする。	同左	
		淋菌検査(一般)	2,625円とする。	同左	
		淋菌検査(精密)	5,250円とする。	同左	
		A T L抗体	3,150円とする。	同左	
		H I V抗体	3,675円とする。	同左	
		ワジリア	5,250円とする。	同左	
		H B s抗原			
		H C V抗体			
		エイズ抗体			
		子宮頸癌			
		子宮体癌			
		先天代謝異常			
		超音波			
人工妊娠 中絶料	妊娠11週以内	94,500円とする。	同左		
	妊婦12週以上 15週以内	136,500円とする。	同左		
	妊娠16週以上 21週以内	168,000円とする。	同左		
麻酔料 (婦人科自費診療に係るもの)		10,500円とする。	同左		
入院料(助産に係るもの)		診療報酬点数による。	同左		
I U D挿入料		52,500円とする。	同左		
I U D抜去料		10,500円とする。	同左		
不妊手術		105,000円とする。	同左		
人間ドック	外来ドック 1日につき	45,150円とする。	同左		
	市町村共済 1日につき	受託額による。	同左		
	一泊				
予防接種	インフルエンザ	合併時まで調整する。	同左		
	B C G	1,869円とする。	同左		
	B型肝炎(初回)	診療報酬点数による。	同左		
	B型肝炎 (2回目以降)	診療報酬点数による。	同左		

協定項目の番号	25-10	協定項目名	病院・診療所の取扱い	
専門部会名	病院部会		分科会名	公立病院分科会

項目	調整の具体的内容		変更理由	
	石巻地域1市5町合併協議会	石巻地域合併協議会		
使 用 料 ・ 手 数 料	死体検案料	21,000円とする。	同左	
	死体処置料	5,250円とする。	同左	
	出産手当請求書記載料 1通につき	1,050円とする。	同左	
	出生証明書 1通につき	3,150円とする。	同左	
	診療費明細書 1通につき	1,050円とする。	同左	
	事務証明書 1通につき	1,575円とする。	同左	
	診療費納入証明書 1通につき	1,575円とする。	同左	
	入院証明書（軽易なもの） 1通につき	2,100円とする。	同左	
	入院証明書（詳細なもの） 1通につき	5,250円とする。	同左	
	生命保険診断書 1通につき	5,250円とする。	同左	
	生命保険特殊診断書 1通につき	8,400円とする。	同左	
	生命保険調査（面談・文書）料 1通につき	3,150円とする。	同左	
	普通診断書 1通につき	2,100円とする。	同左	
	自動車損害賠償責任保険明細書 1通につき	3,150円とする。	同左	
	自動車損害賠償責任保険診断書 1通につき	5,250円とする。	同左	
	自動車損害賠償責任保険後遺症 診断書 1通につき	5,250円とする。	同左	
	特定疾患診断書 1通につき	2,100円とする。	同左	
	健康診断書 1通につき	2,100円とする。	同左	
	免許関係診断書 1通につき	2,100円とする。	同左	
	組合等家族療養証明書 1通につき	3,150円とする。	同左	
	特殊証明書 1通につき	5,250円とする。	同左	
	死亡診断書	1通につき5,250円，1通増 すごとに3,150円とする。	同左	
	死体検案書	1通につき5,250円，1通増 すごとに3,150円とする。	同左	
	身体障害診断書 1通につき	3,150円とする。	同左	
	障害認定診断書 1通につき	5,250円とする。	同左	
	障害年金診断書 1通につき	8,400円とする。	同左	
	簡易保険障害診断書 1通につき	8,400円とする。	同左	
	介護保険 認定	新規申請 1通につき	5,250円とする。	同左
更新・変更申請 1通につき		4,200円とする。	同左	

協定項目の番号	25-10	協定項目名	病院・診療所の取扱い	
専門部会名	病院部会		分科会名	公立病院分科会

項目		調整の具体的内容		変更理由		
		石巻地域1市5町合併協議会	石巻地域合併協議会			
使 用 料 ・ 手 数 料	ロッカー式冷蔵庫使用料 (1日につき)		52円とする。	同左		
	電気使用料(1日につき)		52円とする。	同左		
	病衣使用料(1日につき)		52円とする。	同左		
	X線フィルム 北°料	レーザーフィルム(半切)		777円とする。	同左	
		CRフィルム(半切)		630円とする。	同左	
		CRフィルム(四切)		546円とする。	同左	
		イメージトラ化° レーザーフィルム(半切)		777円とする。	同左	
		RAテ°ユーブ°リケ°テイ ンクフィルム(半切)		913円とする。	同左	
		RAテ°ユーブ°リケ°テイ ンクフィルム(大四切)		703円とする。	同左	
		RAテ°ユーブ°リケ°テイ ンクフィルム(四切)		619円とする。	同左	
	診察券再発行料		105円とする。	同左		
	処方箋再発行料		診療報酬点数による。	同左		
	禁煙外来 診察料	初診		3,475円とする。	同左	
		再診		1,585円とする。	同左	
	各種相談 指導料 (産科)	初回				
		2回目以降				
	身体検査料		健康診断書に包括にする。	同左		
	自動車事故診療請求単価		合併時まで調整する。	同左		
	看護師付添料					
組織検査郵送料						
細胞検査郵送料						
付添寝具料						

協定項目の番号	25-10	協定項目名	病院・診療所の取扱い	
専門部会名	病院部会		分科会名	公立病院分科会

項目		調整の具体的内容		変更理由
		石巻地域1市5町 合併協議会	石巻地域合併協議会	
使 用 料 ・ 手 数 料	診療所	調整金額は税込		
	死体検案料	21,000円とする	同左	
	事務証明書 1通につき	事務証明書に統一し 2,100円とする	事務証明書に統一し 1,575円とする	病院の事務証明書との整合を図るため修正するもの。
	各種証明書 1通につき			
	その他証明書 1通につき			
	生命保険診断書 1通につき	3,150円とする	同左	
	普通診断書 1通につき	2,100円とする	同左	
	特殊診断書 1通につき	5,250円とする	同左	
	健康診断書 1通につき	2,100円とする	同左	
	死亡診断書 1通につき	1通につき5,250円, 1通増すごとに3,150円とする	同左	
	死体検案書 1通につき	1通につき5,250円, 1通増すごとに3,150円とする	同左	
	障害認定診断書 1通につき	5,250円とする	同左	
	障害年金診断書 1通につき	8,400円とする	同左	
	介護保険 認定	新規申請 1通につき	5,250円とする	同左
更新・変更申請 1通につき		4,200円とする	同左	

使用料・手数料のうち調整の具体的内容欄が空白のものは河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院のみ該当の項目（河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院については構成町により別途協議）

## その他の福祉事業の取扱い（協定項目 25-16）

石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会（修正後）	変更理由
<p>その他の福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 乳幼児医療費助成事業については、<u>雄勝町、河南町、桃生町、北上町</u>の例により実施する。ただし、石巻市及び牡鹿町については、助成対象を外来についても合併時に就学前まで拡大し、その助成率は合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。</p> <p>2 <u>重度心身障害者医療費助成事業</u>については、石巻市の例により実施する。</p> <p>3 母子・父子家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。</p>	<p>同左</p> <p>1 乳幼児医療費助成事業については、<u>河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町</u>の例により実施する。ただし、石巻市及び牡鹿町については、助成対象を外来についても合併時に就学前まで拡大し、その助成率は合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。</p> <p>2 <u>心身障害者医療費助成事業</u>については、石巻市の例により実施する。</p> <p>同左</p>	<p>河北町復帰による</p> <p>文言修正</p>

協議事項調整内容総括表の変更内容

未提案協定項目

協定項目の番号	25-16	協定項目名	その他の福祉事業の取り扱い	
専門部会名	生活環境部会		分科会名	国民健康保険分科会

項目	調整の具体的内容		変更理由
	石巻地域 1市 5町 合併協議会	石巻地域合併協議会	
(1)乳幼児医療費助成事業	<p>雄勝町,河南町,桃生町,北上町の例により実施する。ただし,石巻市及び牡鹿町については,助成対象を外来についても合併時に就学前まで拡大し,その助成率は合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。</p> <p>助成率は,合併が行なわれた日の属する年度から毎年度 25% ずつ引き上げるものとする。</p> <p>助成率 平成17年度 25% 平成18年度 50% 平成19年度 75% 平成20年度 100%</p>	<p>河北町,雄勝町,河南町,桃生町,北上町の例により実施する。ただし,石巻市及び牡鹿町については,助成対象を外来についても合併時に就学前まで拡大し,その助成率は合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。</p> <p>助成率は,合併が行なわれた日の属する年度から毎年度 25% ずつ引き上げるものとする。</p> <p>助成率 平成17年度 25% 平成18年度 50% 平成19年度 75% 平成20年度 100%</p>	河北町復帰による
(2)重度心身障害者医療費助成事業	石巻市の例により実施する。	同左	項目名の文言修正 (下線部のうち「重度」部分の削除)
(3)母子・父子家庭医療費助成事業	現行のとおりとする。	同左	

防犯関係事業の取扱い (協定項目 25-34)

未提案協定項目

石巻地域 1市 5町合併協議会	石巻地域合併協議会(修正後)	変更理由
<p>防犯関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 防犯協会については、新市において新たに設置する。</p> <p>2 防犯灯については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に設置基準及び維持管理の統一を図る。</p> <p>3 雄勝町、桃生町及び北上町の防犯交通指導員等制度のうち防犯指導員に係る制度は、合併時に廃止する。 ただし、新たに設置する防犯協会の組織の中に、防犯実働隊を設置する。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>3 <u>河北町の防犯指導員制度並びに</u>雄勝町、桃生町及び北上町の防犯交通指導員等制度のうち防犯指導員に係る制度は、合併時に廃止する。 ただし、新たに設置する防犯協会の組織の中に、防犯実働隊を設置する。</p>	<p>河北町分を追加</p>

協議事項調整内容総括表の変更内容

未提案協定項目

協定項目の番号	25-34	協定項目名	防犯関係事業の取扱い	
専門部会名	総務部会		分科会名	消防防災分科会
項目	調整の具体的内容			変更理由
	石巻地域 1市 5町合併協議会		石巻地域合併協議会	
1 防犯協会	新市において新たに設置する。 なお、現行の1市5町の防犯協会は支部として新市に引き継ぐものとし、組織については合併時まで調整する。		新市において新たに設置する。 なお、現行の1市6町の防犯協会は支部として新市に引き継ぐものとし、組織については合併時まで調整する。	河北町復帰による
2 防犯灯	(1) 設置等	現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後3年以内に設置基準及び維持管理の統一を図る。		同左
	(2) 電気料	市町負担		
		地域負担		
	(3) 修繕等	市町負担		
地域負担				
3 防犯指導員	(1) 条例	雄勝町、桃生町及び北上町の防犯交通指導員等制度のうち防犯指導員に係る制度は、合併時に廃止する。 ただし、新たに設置する防犯協会の組織の中に、防犯実働隊を設置する。		河北町分を追加
	(2) 定数(現員)	河北町の防犯指導員制度並びに雄勝町、桃生町及び北上町の防犯交通指導員等制度のうち防犯指導員に係る制度は、合併時に廃止する。 ただし、新たに設置する防犯協会の組織の中に、防犯実働隊を設置する。		
	(3) 班・支隊数			
	(4) 報酬			
	(5) 任用			
	(6) 任期			
	(7) 退職報償金及び災害補償			